

日医発第53号（地13）
平成30年4月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対する周知方依頼がありました。

遠隔診療については、これまで医師法20条「無診察治療の禁止」との関係につき、平成9年12月24日付の厚生労働省健康政策局長通知等の解釈通知等が示されてきたところ、本ガイドラインは、これらの通知や情報通信機器に関する進展を踏まえ、オンライン診療に関する安全性・必要性・有効性の観点から、最低限遵守する事項及び推奨される事項並びにその考え方を示したものです。

特に、「V 指針の具体的適用」において、原則、初診は対面診療を行うこと、医師の本人確認書類としてHPKIカード（医師資格証）を示していること、新たな疾患に対する医薬品の処方については、原則直接の対面診療に基づくこと等を示しております。また、通信環境については、末尾に「（参考）オンライン診療における情報セキュリティ対策の例」を示して理解の一助とし、さらに医療関係団体などによる研修の受講等により、医師は知識の習得に努めることと、患者に対しては予め説明することについて示しております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等や関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。